

低炭素設備リース信用保険

購入選択権付きリース契約等追加特約

(2017年4月1日以降始期契約より付帯可能)

これまでの低炭素設備リース信用保険では、リース期間満了後に設備の所有権がユーザーに移転するリース契約は保険対象ではありませんでした。

一方、中小企業における導入設備の長期使用や所有へのニーズが高まるにつれて、リース期間満了後に設備の所有が可能となる購入選択権付きリース契約などが増えております。このようなニーズの変化に対応するため、購入選択権付きリース契約などを保険対象に追加できる「**購入選択権付きリース契約等追加特約**」を新設しました。

「低炭素設備リース信用保険」とは

低炭素設備のリース契約において、リース使用者の倒産等により、リース会社がリース料の支払を受けることができなくなった場合に被る損害の一部を補てんし、保険金をお支払いする保険です。

購入選択権付きリース契約と譲渡条件付きリース契約を保険対象に追加！！

リース契約種類	特約なしの場合	特約ありの場合
リース期間満了後、低炭素設備の所有権がリース使用者に移転しない契約	○（保険対象）	○（保険対象）
購入選択権付きリース契約 ^(*)	×（保険対象外）	○（保険対象）
譲渡条件付きリース契約 ^(*)	×（保険対象外）	○（保険対象）

(※) 低炭素設備リース信用保険における購入選択権付きリース契約および譲渡条件付きリース契約とは、以下に該当するリース契約をいいます。

購入選択権付きリース契約	リース期間の満了時またはリース期間中の一定の時期に、ユーザーがリース物件を購入するか否かを選択できる条件が付された契約
譲渡条件付きリース契約	リース期間の満了日後、有償または無償にかかわらず、所有者がユーザーにリース物件を譲渡する条件が付された契約

包括保険契約に任意で付帯する特約です！（保険期間中の中途付帯も可能）

特約を付帯することによる割増保険料はありません！

毎月の通知データの作成・アップロード方法はこれまでと変わりません！

このチラシは低炭素設備リース信用保険および購入選択権付きリース契約等追加特約の概要を説明したものです。詳しい内容については、当機構までお問い合わせください。

一般社団法人 低炭素投資促進機構 保険業務推進部

〒104-0033 東京都中央区新川1-16-14 アクロス新川ビル・アネックス2階

TEL: 03-6264-8015 E-Mail: info@teitanso.or.jp URL: <https://www.teitanso.or.jp/lease/>

